

こども医療費助成の現物給付対象年齢を拡大します

▶問い合わせ 函子育て支援課 ☎0287(46)5533

現在0歳から15歳までを対象に導入している現物給付方式の対象年齢を18歳(高校生相当年齢)まで拡大します。
令和8年4月1日からの受診分は、窓口での保険診療自己負担額の支払いが原則として不要になります。
※栃木県外の医療機関や令和8年3月31日までに受診した分は、従来どおり償還払い方式となりますので、一度病院の窓口で支払い、後日市に申請してください。



改正前(令和8年3月31日まで)

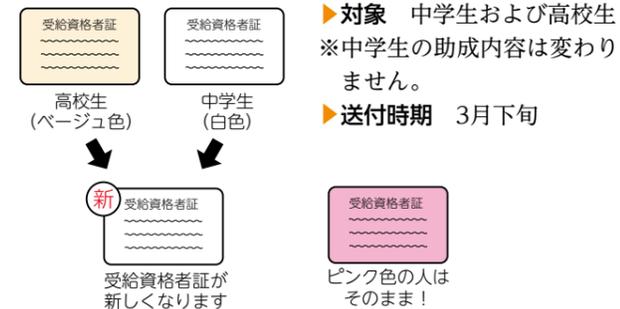
年齢	給付方式	資格者証の色	公費番号
未就学児(0歳～6歳)	県内医療機関現物給付	ピンク色	60090131
小学1年生～6年生(7歳～12歳)		白色	80091135
中学1年生～3年生(13歳～15歳)			償還払い
高校1年生～3年生(16歳～18歳)			

改正後(令和8年4月1日から)

年齢	給付方式	資格者証の色	公費番号
未就学児(0歳～6歳)	県内医療機関現物給付	ピンク色	60090131
小学1年生～6年生(7歳～12歳)			
中学1年生～3年生(13歳～15歳)		白色	80091135
高校1年生～3年生(16歳～18歳)			

<新しい受給資格者証を送ります>

今回の制度改正により、中学生以上のこども医療費受給資格者証の記載内容が変わるため、対象の人に新しい受給資格者証を送ります。



どう違う？ 2つの給付方式

償還払いとは

医療機関等の窓口で支払った後、領収書を添えて市に申請することで、後日返金されます。

現物給付とは

医療機関等の窓口で健康保険情報と受給資格者証を見せることで、保険診療自己負担額の支払いが不要になります。

令和8年4月から医療費助成のオンライン申請ができるようになります

各種医療費助成の申請について、スマートフォンやパソコンから申請ができるようになります。詳細は後日ホームページなどでお知らせします。

▶オンライン申請の対象となる医療費助成

- ①こども医療費(県外受診等の償還払い分)
- ②妊産婦医療費
- ③ひとり親家庭医療費
- ④重度心身障害者医療費

令和8年度子育て応援券を交付します

▶問い合わせ 函子育て支援課 ☎0287(62)7042

有料の子育て支援サービス、チャイルドシートの購入、任意の予防接種などに使用できる券を交付します。出生や転入などで新たに子育て応援券の交付対象となったときは、窓口で手続きをしてください。

▶対象児童の生年月日

令和8年4月2日～令和9年4月1日

▶交付金額 15,000円分(500円券×30枚つづり)

※使用期限は令和10年3月31日。

▶申請方法 出生届や転入手続きと併せて窓口で申請

▶持参するもの 保護者の本人確認書類

▶その他 令和6年度の子育て応援券(表紙と本券が水色のもの)は、令和8年3月31日が使用期限です。早めに利用してください。



【子育て応援券で利用できるサービス】

対象サービス	内容
子どもを預かるサービス	市内の保育園などが実施する一時保育の利用、市ファミリーサポートセンターのサポート会員による預かりや送迎などの利用
保護者を支援するサービス	親子教室、子育て相談、家事代行サービス、那須野が原ハーモニーホール自主事業の一部など
チャイルドシート・ベビーカーなどの購入	チャイルドシート、ベビーシート、ベビーカー、ジュニアシート
読み聞かせ絵本の購入	読み聞かせのための絵本
予防接種	自己負担が発生する任意の予防接種
子育て応援 赤ちゃん連れ向け宿泊プラン	市内の宿泊施設が提供する「赤ちゃん連れ向け宿泊プラン」

令和8年度から開始

乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」



▶問い合わせ 函保育課 ☎0287(46)5536

保護者が仕事をしていない場合も含めて、誰でも時間単位で保育園等を利用できる新たな通園制度です。令和8年4月から利用できます。

▶対象 0歳6か月～満3歳未満の未就園児

▶実施場所

- ・わかば保育園(若葉町9-21)
- ・永田保育園(下永田4丁目1341)

▶定員 各施設 3人

▶利用上限 月10時間まで

▶利用料金 1人につき1時間当たり300円

▶給食費 1食200円(給食の提供は永田保育園のみ)

▶実施日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時

▶利用の流れ 初めて利用するときは、事前の利用登録と、利用施設との親子面談が必要

▶利用登録方法 こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイトで登録

※登録は3月下旬から開始予定です。詳細は市ホームページを確認してください。



ポータルサイト